

育休復帰について

質問	回答
<p>育児休業期間が終わるので職場に復帰します。いつの入園申込みをするのがいいですか。</p>	<p>日立市では毎月1日入園と16日入園の申込みを受け付けており、入園が決定した場合、1日入園は翌月1日まで、16日入園は翌月16日までの復職が必要です。就労先と復職日について相談の上、入園希望日を決定してください。 ※入園意思が無いにも関わらず、利用調整結果通知書の取得を目的とした落選狙いの入園申込みは受け付けません。</p>
<p>4月1日に入園しました。5月1日が休日のため、5月2日に復職するのは問題ありませんか？</p>	<p>5月1日までの復職が必要であるため、退園となります。 4月1日から5月1日までの期間内で復職日を調整してください。</p>
<p>入園前に育児休業を終了し、復職した場合に、何か変わることはありますか？</p>	<p>利用調整基準の調整指数において、育児休業復帰の15点の加算が付かなくなります。 (例) 育児休業を終了し、6月2日に復職した場合、6月1日の入園審査では、15点の加算が付きますが、6月16日の入園審査から加算が付かなくなります。</p>
<p>利用調整結果通知書（保育園等が利用できない旨の通知）を発行してほしいです。</p>	<p>入園申込み後、入園内定の連絡がない場合は、保育利用調整結果通知書の受付開始日以降にオンラインにてお申込みください。オンラインの場合は郵送での対応になりますので、子ども施設課窓口でのお受け取りを希望の方は電話にてお申込みください。 ※入園意思が無いにも関わらず、利用調整結果通知書の取得を目的とした落選狙いの入園申込みは受け付けません。</p>